



発行 新潟県

第20号

令和7年3月14日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 254 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 255 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届(福祉保健総務課)
- 256 くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正(水産課)
- 257 換地処分(農地整備課)
- 258 換地処分(農地整備課)
- 259 換地処分(農地整備課)
- 260 換地処分(農地整備課)
- 261 令和6年度地籍調査事業計画の変更(農村環境課)
- 262 基本測量の実施通知(監理課)
- 263 公共測量の終了通知(監理課)
- 264 公共測量の終了通知(監理課)
- 265 基本測量の実施通知(監理課)
- 266 公共測量の終了通知(監理課)
- 267 公共測量の終了通知(監理課)
- 268 公共測量の終了通知(監理課)
- 269 公共測量の終了通知(監理課)
- 270 公共測量の終了通知(監理課)
- 271 道路の区域変更(道路管理課)
- 272 道路の供用開始(道路管理課)
- 273 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定(河川管理課)
- 274 県営住宅の家賃算定に係る利便性係数の変更(建築住宅課)

公 告

- 大規模小売店舗の変更(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(地域産業振興課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

選挙管理委員会告示

- 14 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

収用委員会公告

- 裁決手続開始の決定(収用委員会)
- 裁決手続開始の決定(収用委員会)

公安委員会規則

- 2 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則等の一部を改正する規則(警務課)

告 示

◎新潟県告示第254号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年3月14日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
らくまる訪問看護ステーション	長岡市古正寺1丁目2847番地	令和7年2月1日

◎新潟県告示第255号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年3月14日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
若葉町薬局	小千谷市若葉3丁目54番地	令和6年12月12日

◎新潟県告示第256号

くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量(令和7年2月新潟県告示第146号)の一部を令和7年3月5日に次のように変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前									
1	くろまぐろ(小型魚)	1	くろまぐろ(小型魚)								
	<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業</td> <td><u>133.956</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業	<u>133.956</u> トン		<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業</td> <td><u>130.956</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業	<u>130.956</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業	<u>133.956</u> トン										
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業	<u>130.956</u> トン										
2~4	(略)	2~4	(略)								

◎新潟県告示第257号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、魚沼市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人育成型」)事業大和沢地区(全換地区)に係る換地処分をした。

令和7年3月14日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第258号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、魚沼市を地域とする県営区画整理(経営

体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」事業和田・横瀬地区（全換地区）に係る換地処分をした。

令和7年3月14日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第259号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、五泉市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業別所地区（全換地区）に係る換地処分をした。

令和7年3月14日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、糸魚川市を地域とする県営区画整理・農道整備・農業用排水施設整備（農地環境整備）事業向田地区（全換地区）に係る換地処分をした。

令和7年3月14日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第261号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和6年度地籍調査事業計画（令和6年11月1日告示第1184号）を次のとおり変更する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花角 英世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
柏崎市	柏崎市の第1計画区・第2-1計画区・第2-2計画区及び第3-1計画区	令和8年3月31日まで
新発田市	新発田市の第7-1計画区	令和7年3月31日まで
小千谷市	小千谷市の第31-2計画区・第32計画区・第33計画区・第34計画区及び第35計画区	〃
十日町市	十日町市の八箇第1計画区・八箇第2計画区・八箇第3計画区・松代第2計画区・松代第3計画区及び松代第4計画区	令和8年3月31日まで
見附市	見附市の第10計画区	令和7年3月31日まで
村上市	村上市の神林第35計画区及び朝日第37計画区	〃
燕市	燕市の第45計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第28-1計画区・第31-2計画区・第28-2計画区及び第31-1計画区	令和8年3月31日まで

妙高市	妙高市の第1-2計画区及び第1-3-1計画区	令和7年3月31日まで
阿賀野市	阿賀野市の第42計画区・第43計画区及び第44-1計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第11計画区・第17-2計画区・第17-3計画区・第23計画区・第43計画区・第46計画区・第48-1-1計画区・第58-1計画区及び第58-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第12-2計画区・第12-3計画区・第13計画区及び第14計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第44計画区及び第45計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第11計画区・第12計画区及び第13-1計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第6計画区・第7計画区・第8計画区・第9-1計画区・第9-2計画区及び第10計画区	令和8年3月31日まで
湯沢町	湯沢町の第2020-2計画区・2020-3計画区・2020-4計画区・2024-1計画区及び2024-2計画区	令和7年3月31日まで
刈羽村	刈羽村の第16-2計画区・第16-3計画区・第16-4計画区・第16-5計画区・第17-1計画区・第17-2計画区・第17-3計画区・第18-1計画区・第18-2計画区及び第19-1計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-1計画区・湯森林第2-1計画区・湯森林第2-2計画区・湯森林第3-1計画区・湯森林第3-2-1計画区及び湯森林第3-2-2計画区	〃

◎新潟県告示第262号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報） 修正）
- 2 作業期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県全域

◎新潟県告示第263号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間 令和6年11月5日から令和7年2月28日まで
 - 3 作業地域 新潟県上越市大潟区雁子浜ほか
-

◎新潟県告示第264号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
 - 2 作業期間 令和6年9月18日から令和7年2月14日まで
 - 3 作業地域 新潟県十日町市八箇 地内
-

◎新潟県告示第265号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点測量）
 - 2 作業期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 - 3 作業地域 新潟県新潟市西蒲区、新潟市西区、新潟市秋葉区、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、東蒲原郡阿賀町、三島郡出雲崎町、岩船郡粟島浦村
-

◎新潟県告示第266号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
 - 2 作業期間 令和6年4月30日から令和7年2月28日まで
 - 3 作業地域 阿賀野川河川事務所管内（新潟市・阿賀野市・五泉市）
-

◎新潟県告示第267号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県村上地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
 - 2 作業期間 令和6年8月5日から令和7年3月5日まで
 - 3 作業地域 新潟県村上市釜杭 新潟県村上市笹平 地内
-

◎新潟県告示第268号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県村上地域振興

局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年8月28日から令和7年3月5日まで
- 3 作業地域 新潟県村上市笹平 地内

◎新潟県告示第269号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和6年8月7日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟県柏崎市長崎 地内

◎新潟県告示第270号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量、数値図化）
- 2 作業期間 令和6年6月20日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟県魚沼市根小屋、徳田 地内

◎新潟県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田代小国線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字南条字天神腰2854番1から	新	9.0～16.0メートル	647.1メートル
同市大字南条字六角1187番1まで	旧	7.2～14.0メートル	647.8メートル

◎新潟県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 田代小国線
- 2 供用開始の区間

柏崎市大字南条字天神腰2854番1から同市大字南条字六角1187番1まで

3 供用開始の期日 令和7年3月14日

◎新潟県告示第273号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花角 英世

1 洪水浸水想定区域を定める河川

阿賀野川水系

只見川

北ノ又川

信濃川水系

滝谷川

神戸川

芋川

クルミ川

水口沢川

田沢川

増沢川

魚野地川

田中沢川

関ノ沢川

裏の沢川

薬師川

辻又川

西又川

瓜ヶ沢川

寺の沢川

与越川

針ヶ倉川

大石川

房ヶ沢川

菜畑沢川

一橋川

越又沢川

日付川

小黒川

薬川

小屋柄川

越又川

和田川

福山川

堰の沢川

皿津川

大滝川

境川

天神川

須原川

松川川

小深沢川
水頭川
貫木沢川
善門川
小田川
烏川
下の沢川
内子沢川
堂前川
柿ノ木川
末沢川
守門川
芋川沢川
水上沢川
折立又沢
新堀川
板木川
松ヶ沢川
大池川
大沢川
湯谷沢川
芋川沢川
栃原沢川
岩倉沢川
入ノ沢川
柄沢川
桐沢川
刑部沢川
菅有沢川
祓川
赤沢川
一村天神川
久曲川
明川
田川
名木沢川
八岡川
押堀川
宇田沢川
板之沢川
小名木沢川
大名木沢川
広堀川
四十日川
久瀬川
五十沢川
洞倉沢川
小川沢川
芋川
杓子沢川
皆沢川

庄之又川
岩の沢川
近尾川
平手川
十二沢川
山王川
鎌倉沢川
北沢川
伊田川
足柄沢川
岩井沢川
高棚川
北ノ入川
登川
小松沢川
一之沢川
姥沢川
神字川
串川
無入川
内山川
見越沢川
湯ノ沢川
滝沢川
ツナギ川
戸沢川
駒形川
中子川
大源太川
岩ノ沢川
松川入川
毛渡沢
万太郎谷
水無川
カツサ川
大川
地王堂川
浅貝川
湯ノ沢川
北ノ入沢川

2 指定年月日

令和7年3月14日

◎新潟県告示第274号

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（令和4年3月新潟県告示第292号）を次のとおり改め、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正

表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後			改正前		
住宅名	棟	利便性係数	住宅名	棟	利便性係数
(略)			(略)		
上新栄町	1号棟	0.9794	上新栄町	1号棟	0.9811
	2号棟	0.9794		2号棟	0.9811
	3号棟	0.9794		3号棟	0.9811
	4号棟	0.9794		4号棟	0.9811
(略)			(略)		
上除	(略)		上除	(略)	
	F-1号棟	0.9953		F-1号棟	0.9982
(略)			(略)		
寿町	(略)		寿町	(略)	
	B号棟	0.9773 1.0000		B号棟	0.9764
(略)			(略)		
夷浜	A号棟	0.9740	夷浜	A号棟	0.9786
	B号棟	0.9740		B号棟	0.9786
	C号棟	0.9740		C号棟	0.9786
	D号棟	0.9740		D号棟	0.9786
(略)			(略)		
南新町	A号棟	0.9837	南新町	A号棟	0.9906
	B号棟	0.9837		B号棟	0.9906
	(略)			(略)	
	D号棟	1.0000		D号棟	0.9906
(略)			(略)		
南四日町	1号棟	0.9928	南四日町	1号棟	0.9943
		(略)			(略)
	2号棟	0.9928		2号棟	0.9943
		(略)			(略)
	3号棟	0.9928		3号棟	0.9943
		(略)			(略)
	4号棟	0.9928		4号棟	0.9943
		(略)			(略)
(略)			(略)		
北入蔵	1号棟	0.9964	北入蔵	1号棟	0.9973
		(略)			(略)
	2号棟	0.9964		2号棟	0.9973
		(略)			(略)
	3号棟	0.9964		3号棟	0.9973
		(略)			(略)
	4号棟	0.9964		4号棟	0.9973
		(略)			(略)

西大崎	1号棟	0.9703 (略)
	2号棟	0.9703 (略)
	4号棟	0.9703 (略)
	5号棟	0.9661 (略)
	6号棟	0.9661 (略)
	7号棟	0.9661 (略)
	(略)	
緑ヶ丘	1号棟	0.9487
	2号棟	0.9562
松波町	1号棟	0.9433
	2号棟	0.9433
	3号棟	0.9433
	5号棟	0.9433
(略)		
元中子	1号棟	0.9522
	2号棟	0.9522
(略)		
八幡	1号棟	0.9448
	2号棟	0.9448
(略)		
大黒沢	1号棟	0.9857
	2号棟	0.9457 0.9857
	3号棟	0.9457
	5号棟	0.9457
	7号棟	0.9457
	9号棟	0.9457
	10号棟	0.9457
		0.9857
(略)		
今町	B号棟	0.9711
緑町	1号棟	0.9410
	2号棟	0.9410
(略)		
上の山	A号棟	0.9985
(略)		
堤下	1号棟	0.9461 0.9861

西大崎	1号棟	0.9726 (略)
	2号棟	0.9726 (略)
	4号棟	0.9726 (略)
	5号棟	0.9683 (略)
	6号棟	0.9683 (略)
	7号棟	0.9683 (略)
	(略)	
緑ヶ丘	1号棟	0.9537
	2号棟	0.9629
松波町	1号棟	0.9424
	2号棟	0.9424
	3号棟	0.9424
	4号棟	0.9424
	5号棟	0.9424
(略)		
元中子	1号棟	0.9922
	2号棟	0.9922
(略)		
八幡	1号棟	0.9492
	2号棟	0.9492
(略)		
大黒沢	1号棟	0.9862
	2号棟	0.9462 0.9862
	3号棟	0.9462
	5号棟	0.9462
	7号棟	0.9462
	9号棟	0.9462
	10号棟	0.9462
		0.9862
(略)		
今町	B号棟	0.9742
緑町	1号棟	0.9435
	2号棟	0.9435
(略)		
上の山	A号棟	1.0000
(略)		
堤下	1号棟	0.9466 0.9866

	3号棟	0.9461		3号棟	0.9466
		0.9861			0.9866
(略)			小関	1号棟	0.9056
(略)			(略)		
花園町	1号棟	0.9401	花園町	1号棟	0.9443
		0.9801			0.9843
	2号棟	0.9401		2号棟	0.9443
(略)			(略)		
横町	1号棟	0.9804	横町	1号棟	0.9812
		(略)			(略)
	2号棟	0.9804		2号棟	0.9812
		(略)			(略)
寺地	A号棟	0.9891	寺地	A号棟	0.9889
	B号棟	0.9891		B号棟	0.9889
	C号棟	0.9891		C号棟	0.9889
(略)			(略)		
稲葉	1号棟	0.9486	稲葉	1号棟	0.9507
	2号棟	0.9486		2号棟	0.9507
山王	1号棟	0.9935	山王	1号棟	0.9943
	2号棟	0.9935		2号棟	0.9943
	3号棟	0.9935		3号棟	0.9943
山王南	1号棟	0.9438	山王南	1号棟	0.9481
		0.9838			0.9881
	2号棟	0.9438		2号棟	0.9441
		0.9838			0.9881
(略)			(略)		
(略)			おりと	1号棟	1.0000
(略)			炭屋町	1号棟	0.9901
(略)			(略)		

公 告

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年3月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名称 フレスポ新発田
 所在地 新発田市富塚三丁目12番13号 外
 設置者 大和リース株式会社

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)はるやま商事株式会社 代表取締役 治山 正史 岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号 他3者

(変更後) はるやま商事株式会社 代表取締役 中村 宏明 岡山県岡山市北区青江一丁目17番21号 他3者

- 3 変更年月日
令和6年12月1日 他
- 4 変更の理由
退店、及び小売業者の代表者名及び所在地を変更したため
- 5 届出年月日
令和7年2月12日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和7年3月14日から令和7年7月14日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年3月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 リバーサイド千秋
所在地 長岡市千秋二丁目278番地
設置者 ユニー株式会社
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 有限会社ワーカホリック 代表取締役 遠山 直樹 東京都中野区中野五丁目52番15号 他8者
(変更後) 有限会社越宙夢 代表取締役 和田 吉門 神奈川県小田原市栄町2-12-8 他11者
- 3 変更年月日
令和6年5月31日 他
- 4 変更の理由
小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更、小売業者の出店及び退店のため
- 5 届出年月日
令和7年2月13日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和7年3月14日から令和7年7月14日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年3月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 富岡商業施設

所在地 上越市富岡3443 他

設置者 株式会社カネヨ松木商店

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ヤマシタHOK上越店

(変更後) 富岡商業施設

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社山下家具店 代表取締役 山下 勝三 新潟市中央区古町通五番町615番地

(変更後) 株式会社マツモトキヨシ甲信越販売 代表取締役 安藤 浩 長野県長野市鶴賀緑町1393番地

3

3 変更年月日

令和7年2月13日

4 変更の理由

店舗が入れ替わるため

5 届出年月日

令和7年2月17日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、上越市産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和7年3月14日から令和7年7月14日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、薬剤部事務業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年3月14日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

薬剤部事務業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 新潟県内に本社または営業所等が所在する者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和7年3月26日(水)午後2時30分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

5 本件入札に係る参加申請書の提出

- (1) 入札希望者は令和7年3月24日(月)午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和7年3月24日(月)に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、白衣等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年3月14日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

白衣等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、令和2年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) クリーニング所の業務に従事する全てのクリーニング師が、クリーニング業法に基づくクリーニング師研修を受講済みであること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和7年3月27日(木) 午前10時30分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

5 本件入札に係る参加申請書の提出

- (1) 入札希望者は令和7年3月24日(月)午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和7年3月24日(月)に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、産業廃棄物(感染性・非感染性廃棄物)処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年3月14日

新潟県立松代病院長 鈴木 和夫

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量

令和7年度 産業廃棄物(感染性・非感染性廃棄物)収集運搬及び処分業務委託 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

- (4) 履行場所

新潟県立松代病院

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 過去に廃棄物処理法第14条の3に規定する許可の取消しの処分を受けていない者であること。
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び関係法令等に基づき、当該業務を実施するために必要な許可を受けた者であること。
- (9) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書類を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 942-1526
新潟県十日町市松代3592番地2
新潟県立松代病院経営課
電話番号 025-597-2100

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

- (1) 入札希望者は令和7年3月24日(月)午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。
- (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和7年3月26日(水)午前10時
新潟県立松代病院 3階 会議室

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、院内清掃・食器洗浄・外来クラーク・病棟及びメッセンジャー業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年3月14日

新潟県立松代病院長 鈴木 和夫

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

令和7年度 院内清掃・食器洗浄・外来クラーク・病棟及びメッセンジャー業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立松代病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する院内清掃業務の医療関連サービスマークの認定を受けていること。

(8) 病院における院内清掃業務を、令和4年4月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(9) 本入札に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格を証明する書類を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 942-1526

新潟県十日町市松代3592番地2

新潟県立松代病院経営課

電話番号 025-597-2100

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

令和7年3月24日(月)午後5時

4 入札、開札の日時及び場所

令和7年3月26日(水)午前10時30分

新潟県立松代病院 3階 会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、この入札には最低制限価格を設定する。予定価格以下最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

令和7年3月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
36,209
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
326,304
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	19,952
新潟市東区	37,297
新潟市中央区	49,169
新潟市江南区	18,926
新潟市秋葉区	21,054
新潟市南区	12,078
新潟市西区	42,949
新潟市西蒲区	15,265
長岡市三島郡	73,673
上越市	51,264
三条市	26,162
柏崎市刈羽郡	23,251
新発田市北蒲原郡	29,828
小千谷市	9,328
加茂市南蒲原郡	10,261
十日町市中魚沼郡	16,163
見附市	10,890
村上市岩船郡	17,170
燕市西蒲原郡	23,893
糸魚川市	11,037
妙高市	8,461
五泉市東蒲原郡	16,021
阿賀野市	11,222
佐渡市	14,096
魚沼市	9,429
南魚沼市南魚沼郡	16,904
胎内市	7,741

収用委員会公告

裁決手続開始の決定について（公告）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年3月14日

新潟県収用委員会 会長 小泉 一樹

- 1 起業者の名称
新潟県
- 2 事業の種類
二級河川鶴川水系鶴川ダム建設工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所別表のとおり
- 4 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

該当なし

- 5 裁決手続の開始を決定した年月日
令和7年3月6日

別表

1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		登記簿	現況	登記簿	実測	
新潟県柏崎市大字女谷字中ノ島	5842番4	田	山林	13	32.70	32.70
新潟県柏崎市大字女谷字駒ノ間	6977番1	田	宅地	3.30	84.26	71.68
新潟県柏崎市大字女谷字駒ノ間	6977番2	宅地	雑種地	57.52	107.41	107.41

2 土地所有者の氏名及び住所

土地の所在	地番	氏名(持分)	住所
新潟県柏崎市大字女谷字中ノ島	5842番4	坂井 克典	新潟県新潟市中央区姥ヶ山四丁目17番35号
新潟県柏崎市大字女谷字駒ノ間	6977番1	(1/64)	
新潟県柏崎市大字女谷字駒ノ間	6977番2	国土交通省 (63/64)	

裁決手続開始の決定について(公告)

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定した。
令和7年3月14日

新潟県収用委員会 会長 小泉 一樹

- 1 起業者の名称
新潟県
- 2 事業の種類
二級河川鶴川水系鶴川ダム建設工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
該当なし
- 5 裁決手続の開始を決定した年月日
令和7年3月6日

別表

1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		登記簿	現況	登記簿	実測	
新潟県柏崎市大字折居字餅粮	156番4	山林	墓地	66	157.96	157.96

2 土地所有者の氏名及び住所

土地の所在	地番	氏名(持分)	住所
新潟県柏崎市大字折居字餅粮	156番4	赤井恵美子 (1/48) 国土交通省	不明。 ただし、土地登記記録上の住所 東京都日野市落川1134

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月14日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則等の一部を改正する規則

(新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

	警 察 官					警 察 官 以 外 の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 (巡 査 部 長 を 含 む 。)	巡 査	小 計		
警察本部	75	132	790	257	1,254	451	1,705
警察学校	1	2	16	1	20	3	23
警察署	57	151	1,637	945	2,790	133	2,923
初任科生				128	128		128
合計	133	285	2,443	1,331	4,192	587	4,779

(新潟県警察組織規則の一部改正)

第2条 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																		
<p>(警務課)</p> <p>第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 職員の退職管理に関すること。</u></p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p>(サイバー犯罪対策課)</p> <p>第14条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) サイバー事案に対処するための人材育成に関すること。</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>別表第1(第39条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>課名</th> <th>名称</th> <th>分掌事務</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警務課</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	課名	名称	分掌事務	(略)			警務課	(略)		<p>(警務課)</p> <p>第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p>(サイバー犯罪対策課)</p> <p>第14条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>別表第1(第39条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>課名</th> <th>名称</th> <th>分掌事務</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警務課</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	課名	名称	分掌事務	(略)			警務課	(略)	
課名	名称	分掌事務																	
(略)																			
警務課	(略)																		
課名	名称	分掌事務																	
(略)																			
警務課	(略)																		

	犯罪被害者支援室	第5条第18号から第21号までに掲げる事務
(略)		
サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティ戦略室	第14条の2第1号、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる事務
	情報技術解析支援センター	第14条の2第8号に掲げる事務
(略)		
運転免許センター	運転適性相談室	(略)
警備第二課	警衛警護室	第36条第8号に掲げる事務
	航空隊	(略)
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
警務課	(略)	
	人事管理官	第5条第10号から第14号までに掲げる事務
	給与管理官	第5条第15号から第17号までに掲げる事務
	(略)	
(略)		
情報管理課	情報企画官	第10条第1号に掲げる事務のうち所管行政に関する情報の管理に関する企画及び研究に関する事務並びに同条第2号に掲げる事務
	情報システム管理官	第10条第1号に掲げる事務のうち情報管理システムの運用及び開発に関する事務並びに同条第3号に掲げる事務
(略)		
運転免許センター	免許管理官	第31条第1号に掲げる事務のうち運転免許に関するもの及び同条第2号に掲げる事務(いずれも運転適性相談室長の分掌に属するものを除く。)並びに同条第4号に掲げる事務
	(略)	

	犯罪被害者支援室	第5条第17号から第20号までに掲げる事務
(略)		
サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティ戦略室	第14条の2第1号及び第3号から第5号までに掲げる事務
	情報技術解析支援センター	第14条の2第7号に掲げる事務
(略)		
運転免許センター	高齢運転者支援室	(略)
警備第二課		
	航空隊	(略)
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
警務課	(略)	
	人事管理官	第5条第10号から第13号までに掲げる事務
	給与管理官	第5条第14号から第16号までに掲げる事務
	(略)	
(略)		
情報管理課	情報企画官	第10条に掲げる事務
(略)		
運転免許センター	免許企画官	第31条第1号に掲げる事務のうち運転免許に関するもの及び同条第2号に掲げる事務(いずれも高齢運転者支援室長の分掌に属するものを除く。)並びに同条第4号に掲げる事務
	(略)	

	運転適性 相談室長	運転適性相談室に関する事務
	(略)	
(略)		
警備第二課	(略)	
	警備対策 管理官	(略)
	警衛警護 室長	警衛警護室に関する事務
	(略)	
(略)		

	高齢運転 者支援室 長	高齢運転者支援室に関する事務
	(略)	
(略)		
警備第二課	(略)	
	警備対策 管理官	(略)
	(略)	
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟 長岡 上越	警務課	警察本部警務部総務課、 教養課、広報広聴課、監察 官室及び情報管理課の所掌 に属する事務、警務部警務 課の所掌に属する事務(第 5条第15号に掲げる事務を 除く。)、警務部装備施設課 の所掌に属する事務のうち 第7条第1号及び第2号に 掲げる事務、警務部厚生課 の所掌に属する事務のうち 第9条第1号及び第5号に 掲げる事務並びに市警察部 企画調整課の所掌に属する 事務(新潟警察署に限る。)
	会計課	警察本部警務部会計課 の所掌に属する事務、警務 部装備施設課の所掌に属す る事務(警察署警務課の分 掌に属する事務を除く。)、 警務部厚生課の所掌に属す る事務(警察署警務課の分 掌に属する事務を除く。)及 び警務部警務課の所掌に属 する事務のうち第5条第15 号に掲げる事務
	(略)	
新潟西	警務課	警察本部警務部総務課、 教養課、広報広聴課、監察 官室及び情報管理課の所掌 に属する事務、警務部警務 課の所掌に属する事務(第 5条第15号に掲げる事務を 除く。)、警務部装備施設課 の所掌に属する事務のうち

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟 長岡 上越	警務課	警察本部警務部総務課、 教養課、広報広聴課、監察 官室及び情報管理課の所掌 に属する事務、警務部警務 課の所掌に属する事務(第 5条第14号に掲げる事務を 除く。)、警務部装備施設課 の所掌に属する事務のうち 第7条第1号及び第2号に 掲げる事務、警務部厚生課 の所掌に属する事務のうち 第9条第1号及び第5号に 掲げる事務並びに市警察部 企画調整課の所掌に属する 事務(新潟警察署に限る。)
	会計課	警察本部警務部会計課 の所掌に属する事務、警務 部装備施設課の所掌に属す る事務(警察署警務課の分 掌に属する事務を除く。)、 警務部厚生課の所掌に属す る事務(警察署警務課の分 掌に属する事務を除く。)及 び警務部警務課の所掌に属 する事務のうち第5条第14 号に掲げる事務
	(略)	
新潟西	警務課	警察本部警務部総務課、 教養課、広報広聴課、監察 官室及び情報管理課の所掌 に属する事務、警務部警務 課の所掌に属する事務(第 5条第14号に掲げる事務を 除く。)、警務部装備施設課 の所掌に属する事務のうち

		第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務			第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
	(略)			(略)	
新潟東 新発田 燕	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟東警察署に限る。）		警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟東警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
	(略)			(略)	
新潟中央 江南 新潟北	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報		警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報

秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡		管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署、江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。）	秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡		管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署、江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
	(略)			(略)	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。